

妊産婦に関する情報連携や支援の仕組みについて

令和5年3月31日

厚生労働省子ども家庭局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

母子保健法の概要

1. 目 的

母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

2. 定 義

妊産婦…妊娠中又は出産後1年以内の女子

幼 児…満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者

乳 児…1歳に満たない者 新生児…出生後28日を経過しない乳児

3. 主な規定

1. 保健指導(第10条)

市町村は、妊産婦等に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導を行い、又は保健指導を受けることを勧奨しなければならない。

2. 健康診査(第12条、第13条)

- ・市町村は1歳6か月児及び3歳児に対して健康診査を行わなければならない。
- ・上記のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは 幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧 奨しなければならない。

3. 妊娠の届出(第15条)

妊娠した者は、速やかに市町村長に妊娠の届出をしなければならない。

4. 母子健康手帳(第16条)

市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。

5. 妊産婦の訪問指導等(第17条)

6. 産後ケア事業(第17条の2)

市町村は、出産後1年を経過しない女子及び乳児の心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話又は育児に関する指導、相談その他の援助(産後ケア)を必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児につき、産後ケア事業を行うよう努めなければならない。

7. 低体重児の届出(第18条)

体重が2,500g未満の乳児が出生したときは、その保護者は、速 やかに、その旨をその乳児の現在地の市町村に届け出なければ ならない。

8. 養育医療(第20条)

市町村は、未熟児に対し、養育医療の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができる。

9. 母子健康包括支援センター(第22条)

市町村は、必要に応じ、母子健康包括支援センター(子育て世代包括支援センター)を設置するよう努めなければならない。

子育て世代包括支援センターによる包括的な支援体制の構築

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できることを目的とするもの
- 保健師等を配置して、妊産婦等からの相談に応じ、<mark>健診等の「母子保健サービス」 と地域子育て支援拠点等の 「子育て支援サービス」 を一体的に</mark> 提供できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを行うとともに、伴走型の相談支援と経済的支援を一体的に実施。
- 母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化(法律上は「母子健康包括支援センター」)※H29.4.1施行

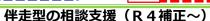


奸産婦等の支援に必要な実情の把握

妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導

- 支援プランの策定
- 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整

- ① 妊産婦からの問い合わせに即時対応可能とするため、SNS等を活用した即時の相談 支援及び多職種でのアウトリーチによる支援
- ② 市区町村子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会や精神科医療機関と の連携の強化
- ③ 嘱託医師との連携によるケース対応等の実施



妊娠期 出産 産後・子育て

妊娠期 (妊娠8~10週前後)

妊娠期 (妊娠32~34週前後)

出産·産後

面談①

出産応援ギフト

面談②

子育て応援ギフト 面談(3)

継続的な情報発信・相談受付

地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、 経済的支援(出産応援ギフトと子育て応援ギフト(各5万円相当))を一体として実施

妊娠期 妊娠前 出産 産後 育児 産前・産後サポート事業 産後ケア事業 妊娠に関する (現業部門) 子育て支援策 普及啓発 • 保育所・認定こども園等 産婦健診 奸婦健診 乳幼児健診 • 地域子育て支援拠点事業 乳児家庭全戸訪問事業 予防接種 両親学級等 里親乳児院養子縁組 不奸相談 その他子育て支援策 養育支援訪問事業 近隣住民やボランティアなどによるインフォーマルなサービス

母子保健

子育て支援

出産・子育て応援交付金

1. 事業の目的

令和4年度第2次補正予算:1.267億円、令和5年度予算:370億円

- 核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくない。全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てがで きる環境整備が喫緊の課題である。
- こうした中で、地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支 援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金を創設する。

物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策(令和4年10月28日閣議決定) 抄

支援が手薄な0歳から2歳の低年齢期に焦点を当てて、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、地方自治体の創意工夫により、妊娠・出産 時の関連用品の購入費助成や産前・産後ケア・一時預かり・家事支援サービス等の利用負担軽減を図る経済的支援を一体として実施する事業を創設し、継続的に実施する。

2. 事業の内容

○ 市町村が創意工夫を凝らしながら、妊娠届出時より妊婦や特にO歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や 継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連 用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援(計10万円相当)を一体として実施する事業を支援する。

妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援のイメージ

妊娠期 (妊娠8~10调前後)

妊娠期 (妊娠32~34週前後)

※ 継続的に実施

出産·産後

血談

産後の育児期

随時の子育て関連イベント等の情報発信・ 相談受付対応の継続実施(*4)

【実施主体】子育て世代包括支援センター(市町村)

(NPO等の民間法人が実施する地域子育て支援拠点等への委託を推奨)

(*1)子育てガイドを一緒に確認。 出産までの見通しを寄り添って立てる 等

(*2)夫の育休取得の推奨、両親学級等の紹介。 産後サービス利用を一緒に検討・提案 等

伴走型相談支援

身近で相談に応じ、 必要な支援メニューにつなぐ



(*3)子育てサークルや父親交流会など、悩みを共有できる仲間作 りの場の紹介。産後ケア等サービス、育休給付や保育園入園手

プッシュ型の情報発信、随時相談の実施を推奨

(*2~4) SNS・アプリを活用したオンラインの面談・相談、

・妊娠届出時(5万円相当)・出生届出時(5万円相当)の経済的支援

・ニーズに応じた支援(両親学級、地域子育て支援拠点、産前・産後ケア、一時預かり等)

《経済的支援の対象者》令和4年4月以降の出産 ⇒10万円相当

«経済的支援の実施方法»出産育児関連用品の購入・レンタル費用助成、サービス等の利用負担軽減等 ※電子クーポンの活用や都道府県による広域連携など効率的な実施方法を検討。

続きの紹介 等

3. 実施主体

市区町村(民間等への委託も可)

4. 補助率

令和4年度第2次補正予算 国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6 ※システム構築等導入経費は国10/10 令和5年度当初予算(案) ○伴走型相談支援:国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

○経済的支援: 国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6 ※クーポン発行等に係る委託経費は国10/10

※ 本事業を継続的に実施するために必要な安定財源の確保については、12月16日に決定された与党税制改正大綱において、「出産・子育て応援交付金」の事業費 が満年度化する令和6年度以降において継続実施するための安定財源について早急に検討を行い、結論を得る」こととされていることを踏まえ、引き続き検討。

伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施のイメージと期待される効果について

- ○全ての奸産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、奸娠時から出産・子育てまで、**身近な伴走型の相談支援**(※)**と経済的 支援を合わせたパッケージとして充実**し、**継続的に実施**する。経済的支援を伴走型の相談支援と組み合わせた形で実施することにより、 相談実施機関へのアクセスがしやすくなり、結果的に必要なサービスに確実に結びつき、事業の実効性がより高まる。
 - (※) 実施主体は子育て世代包括支援センター(市町村) (NPO等の民間法人が実施する地域子育て支援拠点、保育園等への委託も可能) SNS・アプリを活用したオンライン面談・相談も可。産後の育児期にも、子育て関連イベント等のプッシュ型の情報発信、随時相談対応の継続実施。

妊娠期の夫婦

①初めて妊娠した妊婦



出産までの過ごし方 がわからない・・・。

妊娠届出 面談 出産応援ギフト (5万円相当)

②妊娠8ヶ月頃の妊婦と育休取得に悩む夫



そろそろ出産間近だ。 子育てできるかな・・。 出産後に必要な手続き がわからない・・・。



妊娠8ヶ月



育休を取って、赤 ちゃんの身の回りの 世話や家事がうまく できるだろうか・・・。

産後の夫婦

③出産直後の夫婦と育休取得中の夫婦



育児の悩みの共有、 情報交換等が気軽 にできる仲間がほ しいい。

夜泣きがひどくて 眠れず、育児疲れ が・・・。 保育園入園手続き しなくては・・・。



伴走型相談支援

子育てガイドを一緒に確認。 出産までの見通しを寄り 添って立てる

子育てガイドを基に、出 産時、産後の支援・手続 きを一緒に確認。

産前・産後サービス利用 を一緒に検討・提案

夫の育児休業取得の推奨、 赤ちゃんを迎える心構え、 育児を学ぶ**両親学級・育児** 体験教室等を紹介

´ピアである**先輩家庭と出会**` **う機会、父親交流会**など、 他の親との世間話、情報交 換、悩みを共有できる仲間 作りの機会の紹介

産後ケア等のサービス紹介、 育休給付や保育園の入園手 続き、求職相談窓口の紹介

妊娠期・子育て期の 支援サービス

産科医療機関



妊娠届出時の経済的支援 を交通費等に活用

市区町村、地域子育て支援拠点





両親学級 育児体験・出産前教室、 出産前夫婦の集い





子育てサークル、父親交流会 など

産科・小児医療機関、 訪問家事支援事業者、 保育園・幼稚園 など 出産届出時の経済 的支援を産後ケア、 家事支援サービス の利用料等に活用



予防接種





(宿泊型・通所型・アウトリーチ型) 産婦健診・乳幼児健診

訪問家事支援 入園手続き など

化」の防止

令和4年度補正予算における 「出産・子育て応援交付金」の内訳・執行イメージ(全体像)

- 令和4年度補正予算に計上した「出産・子育て応援交付金」(令和5年9月末まで)の都道府県・市町村への補助の内訳と、それでれの補助に係る補助率等については以下のとおり。補助対象等の詳細は交付要綱でお示しする予定。
- 出産・子育て応援ギフトは、市町村の創意工夫により、親しみの持てる名称を検討いただきたい。 例 : パパママ応援ギフト、出産準備金
- 令和4年度補正予算の地方負担分は、令和4年度の地方交付税の増額交付等の中で対応していただきたい。
- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち本年度の予備費で措置された「原油価格・物価高騰対応分」や「重点交付金」を、本事業の令和4年度補正予算の地方負担分に充てることも可能。

1件走型相談支援 公費:202億円(国費:135億円)

補助率 国2/3、都道府県1/6、市町村1/6



対象となる費用 (ランニングコスト)

- ・ 伴走型相談支援を実施する職員人件費
- ・伴走型相談支援の事務に要する活動費
- ※ 伴走型相談支援と一体的に実施する経済的支援に要する市区 町村の事務に要する費用を含む。

②出産・子育て応援ギフト 公費: 1.564億円(国費: 1.042億円)

補助率 国2/3、都道府県1/6、市町村1/6



対象となる費用 (ランニングコスト)

- ・出産応援ギフト(妊娠届出時/妊婦1人当たり5万円相当)
- ・**子育て応援ギフト**(出生届出後/こども1人当たり5万円相当)
- ※ クーポン、サービス利用券、交通費やベビー用品の購入・レンタル費用助成など、幅広い方法で支給可能

③システム構築等導入経費

シン人アム伸采寺等人柱

国10/10

対象となる費用 (主にイニシャルコスト)

______ <都道府県>

補助率

・経済的支援(出産・子育て応援ギフト)を広域連携により行うための費用 (クーポン発行等に係る委託経費、電子クーポンプラットフォームの構築経費 等)

<市町村>

出産・子育て応援ギフトの支給管理等を行うためのシステムや、伴走型相談支援で把握した支援対象者の情報管理・関係機関との情報共有等を行うためのシステム

の必要な支援を案内することができるような支援対象者の情報の引継ぎ・共有

都道府県内での転居の際に、転居元におけるギフトの支給の有無の確認

・経済的支援(出産・子育て応援ギフト)を行うための**システム開発経費、クーポン発行等に係る委託経費**等

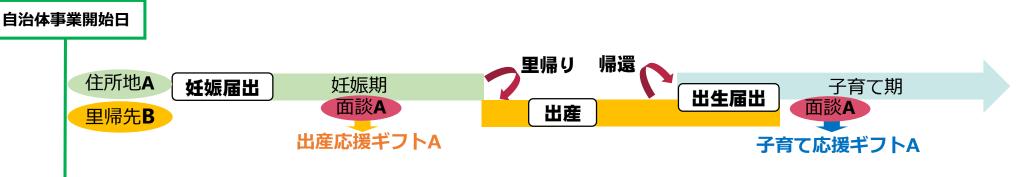
原則としてイニシャルコストに対する補助であるため、令和4年度補正予算限りの予算措置

オプションとして、例えば、 ・ 都道府県内等において、里帰り先市町村においても産婦の二一ズに応じて産後ケアなど

等ができる機能を付加する場合も補助対象

出産・子育て応援ギフトの支給(事業開始後の通常のパターン)

〇里帰り出産をし、住民票のある市町村で面談を受けた場合



• 里帰り先の市町村ではなく、住民票のある市町村において面談を実施し、子育て応援ギフトを支給する。

○里帰り出産をし、里帰り先の市町村で面談を受けた場合



- 産婦等の希望により、里帰り先の市町村で面談(例:新生児訪問等)を受ける場合でも、子育て応援ギフトは住民票のある市町村で支給する。
- この際、住民票のある市町村と里帰り先の市町村で適宜情報の連携・共有を図っていただく必要。

データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会 中間報告書(概要)

【経緯】

- 2018年1月に厚生労働省「データヘルス改革推進本部」のもとに、新たに「乳幼児期・学童期の健康情報」プロジェクトチームが設置され、乳幼児期、学童期を通じた健康情報の利活用等について検討を進めることとなった。
- これを受け、同年4月に子ども家庭局長の下に「データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会」を設置し、乳幼児健診及び妊婦健診の 健診情報の電子的記録様式の標準化及び電子化に関する検討を行った。

政府 方針

乳幼児期・学童期の健康情報の一元的活用の検討などに取り組 む。

(経済財政運営と改革の基本方針 平成30年6月15日閣議決定)

PHR (Personal Health Record) について、平成32年度より、マイナポータルを通じて本人等へのデータの本格的な提供を目指す。そのため、予防接種(平成29年度提供開始)に加えて、**平成32年度から特定健診、乳幼児健診等の健診データの提供を開始することを目指す**。(未来投資戦略2018 平成30年6月15日閣議決定)

【中間報告書の主な内容】

1. 電子的に記録・管理する情報

○ 乳幼児健診(3~4か月、1歳半、3歳)及び妊婦健診の健診情報にかかる「標準的な電子的記録様式」及び「最低限電子化すべき情報」を検討。

乳丝	幼児健診・妊婦健診で把握される情報 ・		
110	標準的な電子的記録様		
		最低限電子化すべき情報	

		概要	例
	標準的な電子 的記録様式	本人又は保護者が自己の健康管理のために閲覧 する情報で、市町村が電子化することが望まし い情報。	・疾病及び異常の診察所見 ・新生児聴覚検査に関する情報 ・風疹抗体検査に関する情報
•	最低限電子化 すべき情報 ※妊婦健診は対象外	転居や進学の際に、他の市町村や学校に引き継がれることを前提として、市町村が必ず電子化 する情報。	・各健診時における受診の有無 ・診察所見の判定に関する情報

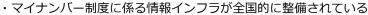
2. 電子的記録の利活用について

·「マイナンバー制度により管理」「特定の個人を識別する識別子はマイナンバー」--

マイナポータルでの閲覧

市町村間での情報連携

(背景)・健診の実施主体たる市町村において情報が保有・管理されている





- 生涯を通じたPHR制度構築の観点から、医療機関等においては、健診情報等をマイナンバーにより管理することとなっていないことも踏まえ、医療情報も含めた個人の健康情報を同一のプラットフォームで閲覧する方法等について今後検討が必要。
- 現状、学校そのものは、マイナンバー制度において番号利用を行うことができる行政機関、地方公共団体等として位置づけられていないため、学校健診情報と母子保健情報の連携に当たっては検討が必要。
- 市町村が精密健康診査対象者の精密健康診査結果を確認する際に、医療機関から返却される精密健康診査結果を効率的に照合する等の活用を進めることを念頭に、被保険者番号も把握する方向。

3. 今後の検討事項

- 引き続き検討が必要とされた主な課題。
 - ・電子的記録の保存年限
 - ・ 電子的記録の保存形式の標準化
 - ・ データ化する項目の定義や健診の質の標準化
 - ・ 学校健診情報との連携について
 - ・ 任意の予防接種情報の把握について
 - ・市町村における母子保健分野の情報の活用の在り方について
 - ・ ビッグデータとしての利用について
 - ・ 個人単位化される被保険者番号の活用にかかる検討も 踏まえた医療等分野における情報との連携について

など

「母子保健情報のデジタル化について※」の概要

※母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会報告書(令和5年3月14日)

1. マイナポータルを通じて閲覧できる母子保健情報の拡充

現状:H30年検討会にて母子保健情報(妊婦健診、3~4か月・1歳6か月・3歳児健診の一部)の標準的な電子的記録様式を策定、 R2年度からマイナポータルで閲覧可能

マイナンバーカードを活用した

健診

情報

の流

n

マイナンバーカードを活用した母子健康手帳のデジタル化を推進する観点から、マイナポータルで閲覧できる母子保健情報を拡充

く現時点で新たに追加すべき情報(例)> ※こども家庭庁における議論の進捗等を踏まえて引き続き更なる追加を検討

妊産婦の情報:妊娠中の喫煙・飲酒、感染症検査、産婦健診、産後ケア事業、EPDS等のアセスメントの実施

※あわせて、以前から電子化の対象だった妊婦健診情報について、市町村が必ず電子化する情報に指定

乳幼児の情報:新生児訪問指導等、屈折検査(3歳児健診)、歯の汚れ・形態・色調(1歳6か月・3歳児健診)

※あわせて、①自治体独自の乳幼児健診の情報を記録可能に、②以前から電子化の対象だった先天性代謝異常

等検査・新生児聴覚検査について、市町村が必ず電子化する情報に指定

2. 母子保健情報のデジタル化に関する現状と課題

* 今後、将来的なデジタル化の進展等を見据え、現行のプロセスを前提としない情報のやり取りの仕組み等について検討・検証を考慮すべき

乳幼児健診(個別健診)を例に現行の情報プロセスごとに整理*⇒ 今後、母子保健情報デジタル化実証事業等を通じて対応策等を検討

現行のプロセス 保護者が問診票に回答 ~ 医療機関で確認 健診実施 ~ 自治体への結果報告 報告された結果のデータ化 データの情報管理 データの保存期間などの保管・管理の仕組みが未整備* データの利活用 データが析の人材確保が困難、個人情報の取扱などの仕組みが未整備* マイナポータルへの情報登録 ~ 閲覧 閲覧可能な母子保健情報の充実が必要

※医療DXの議論で全国医療情報プラットフォームについて検討されており、他分野での議論の状況を踏まえた対応が必要

母子保健情報の標準的な電子的記録様式の主な項目 ※赤字は市町村が必ず電子化する項目 (最低限電子化すべき項目)

妊娠中の高血圧や尿糖の有無、出生時体重や身長

電子化済みの項目

妊婦健診	 <各回の妊婦健康診査において実施する事項> 体重測定、妊娠高血圧症候群の精査等 <必要に応じた医学的検査の結果> 血液型、ヘモグロビン等の血液検査、肝炎及び風疹等の感染症検査、子宮頸がん検診等 く妊娠中と産後の歯の状態> 要治療のむし歯、歯の炎症等 く妊娠中の経過> 受診回数、妊娠週数等 く出産の状態> 妊娠期間、分娩方法等 く出生時の児の状態> 体重、身長等 	
産婦健診		
産後ケア	※これまで電子化の対象外	
アセスメント		

妊産婦の情報

乳幼児

新たに電子化する項目

く妊婦の健康状態> 妊娠中の喫煙、飲酒

<感染症検査等>

肝炎及び風疹等の感染症*、 HIV抗体等の性感染症等

〈妊娠中の経過〉*

受診回数*、妊娠週数*等

<出産時の児の状態>* 体重*、身長*等

子宮復古、体重、血圧等

実施日、方法

EPDS等の実施日及び点数

※対象項目なし

先天性代謝異常等検査* 新生児聴覚検査*

日齢、体重、身長、栄養法等

精密健康診查(受診日等)

歯科所見(歯の汚れ、歯の形態・ 色調)

屈折検査 歯科所見(歯の汚れ、歯の形態・

色調)

健診受診日、体重、身長、 精密健康診査(受診日等)等

基本情報 	<発達> 笑う、定頚、発語、独歩等				
新生児スクリーニング 先天性代謝異常等検査 新生児聴覚検査					
新生児訪問指導等	※これまで電子化の対象外				
3~4か月児健診	健診受診日、 健診受診時年月齢、	(歯科健診の実施なし)	股関節開排制限、斜頸等		
1歳6か月児健診	体重、身長等 診察所見 (精神発達	察所見(精神発達 等)・判定 重動機能等)・判定 精密健康診査 (受	視覚、聴覚、離乳		
3歳児健診	栄養		検尿、 眼科所見・ <mark>判定</mark> 耳鼻咽喉科所見・判定		
他の乳幼児健診	※これまで電子化の対象外				

<妊娠及び分娩歴>

* これまで「標準的な電子的記録様式」に含まれたが、今回「最低限電子化すべき項目」に追加する項目 10